

① (仮称)世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重し、 男女共同参画と多文化共生を推進する条例(骨子案)

条例制定の目的

区では、基本構想、基本計画で掲げる個人の尊厳を尊重し、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現」を基本理念として掲げる第二次男女共同参画プランを平成29年3月に策定し、今後10年間のめざすべき方向性を示しました。

一方で、家族形態やライフスタイル(生活の様式)の多様化は一層進んでおり、さらに在住外国人も増えている状況を踏まえ、東京2020大会が目前に迫る中、国際都市世田谷として多様性を念頭に置いた多文化共生の施策の必要性はますます高まっています。

今後、男女共同参画、多文化共生施策をさらに推進していくためには、職場、学校、地域社会など様々な場で、区民、事業者の皆さんと区が一体となった取組みを進めることが重要です。

そこで、区では、区・区民・事業者の責務や性別等*の違いまたは文化的違いによる差別の解消等を定めた「(仮称)世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の制定に向け、検討を進めています。

男女共同参画とは

性別等*にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること

多文化共生とは

全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

条例の基本的な考え方

基本理念 1

全ての人が、多様性を認め合い、
人権が尊重され、
尊厳を持って生きることができる

基本理念 2

全ての人が、自らの意思に基づき個性
及び能力を発揮し、
多様な生き方を選択することができる

基本理念 3

全ての人が、
あらゆる分野の活動において
ともに参画し、責任を分かち合う

◆ 区・区民・事業者の責務

区の責務

基本理念に則り、男女共同参画・多文化共生施策を総合的・計画的に実施する。また、男女共同参画・多文化共生施策の実施にあたり、区民及び事業者の協力を得るとともに、関係機関等と連携協力して取り組む。

区民の責務

男女共同参画・多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めるとともに、区の男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務

男女共同参画・多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講じるよう努めるとともに、区の男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

◆ 性別等*の違いまたは文化的違いによる差別の解消等

- 性別等*の違いまたは文化的違いによる差別の解消に取り組む。
- 公衆に表示する情報について、性別等*の違いまたは文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意する。

条例ができることによる効果

多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって生きられることや、多様な生き方を選択できること、またあらゆる分野の活動とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会、多文化共生社会の実現をめざす取組みを加速する効果があり、推進力を強くしていきます。

条例に基づく主な取組み

- 固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした教育活動
- 男女共同参画を推進するための環境整備
- ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人等の中で起こる暴力)等の暴力を未然に防止するための啓発活動
- 性的マイノリティ(性自認や性的指向のあり方が少数の人たち)に対する理解の促進に係る啓発活動及び日常生活の支障を取り除くための支援
- 多文化共生を推進するための環境整備
- 地域、学校等における多文化共生を推進するための啓発活動



▲父親向け育児講座の様子

用語の解説

*性別等=生物学的な男女の別、性自認(自分の性別についての認識)、性的指向(どの性別を恋愛の対象とするかを表わすもの)のこと